

桜川市立学校外国語指導助手派遣事業の契約に係るプロポーザル実施要領

桜川市教育委員会教育指導課

1 目的

本要領は、桜川市立学校外国語指導助手（以下「ALT」という。）派遣事業の派遣契約をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 事業名 桜川市立学校外国語指導助手派遣事業
- (2) 内容 桜川市立中学校・義務教育学校(後期課程)外国語教育推進のための ALT 派遣
桜川市立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒への行事（イングリッシュデイ）の企画・運営・管理
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 11 年(2029 年)3 月 31 日まで
(ただし、契約締結日の翌日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までは準備期間
とし、無償とする。)
- (4) 履行期間 令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 11 年(2029 年)3 月 31 日（3 か年）
- (5) 提案限度額 90,000,000 円(消費税込み)（1 年度当たりの限度額消費税込み 30,000,000 円）
- (6) 発注者 桜川市

3 委託条件

- (1) 履行場所 桜川市教育委員会教育指導課及び桜川市立中学校・義務教育学校(後期課程)
- (2) ALT 配置人数 6 人
- (3) 学校数 4 校
- (4) 対象校 桜川市立岩瀬東中学校
桜川市立岩瀬西中学校
桜川市立大和中学校
桜川市立真壁学園義務教育学校(後期課程)

4 桜川市立学校外国語指導助手派遣事業に係る基本的な考え方

桜川市立学校では、現行学習指導要領に則り、小学校及び義務教育学校前期課程（以下、小学校等という。）第 3 学年から中学校及び義務教育学校後期課程（以下、中学校等という。）修了時までの 7 年間において、外国語活動及び外国語科の授業を実施している。さらに、小学校等第 1・2 学年においても、学校裁量の時間等を活用し、国際教育の一環として、外国語に親しむ授業を実施している。これらの授業を教科担任または学級担任のみで行うのではなく、教科担任または学級担任と ALT による二人体制で実施できるよう、ALT を各校に必要時間数に応じて派遣する。

このような義務教育 9 年間における ALT を活用した外国語に関する授業及び ALT との触れ合いを通して、外国語による簡単な情報や考え方などを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成をすることを目指している。

上記を踏まえ、経験豊かで質の高い ALT の安定確保と桜川市のニーズに的確に対応できる業者選定を行うためにプロポーザルを実施し、桜川市立学校の外国語教育のさらなる推進・充実を図ることが基本的な考え方である。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 技術提案書の提出期限の日において、桜川市入札参加資格（物品・役務）があること。
- (2) 公告から契約締結日までに、桜川市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去5年間に、官公庁等が発注する小学校及び中学校（義務教育学校前期課程・後期課程を含む）でのALTの派遣業務の実績を有すること。

6 失格事項

- (1) プロポーザル関係書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) プレゼンテーション審査の開始時刻に遅れたもの。
- (3) 本業務要領に指定する様式及び記載された事項に示された条件等に適合しないもの。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。また、要求する内容を逸脱しているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合。

7 業者選定のスケジュール

告示	令和7年(2025年)12月15日(月)
提出意思確認書・質疑応答書提出期限	令和7年(2025年)12月22日(月)正午
質問に対する回答日	令和7年(2025年)12月26日(金)
技術提案書及び見積書の提出期限 辞退届の提出期限	令和8年(2026年)1月9日(金)正午
プレゼンテーション通知文送付	令和8年(2026年)1月13日(火)
提案説明会(プレゼンテーション)	令和8年(2026年)1月20日(火)午後
選定結果通知	令和8年(2026年)1月下旬

8 提出意思確認書の提出

- (1) 提出書類 提出意思確認書（様式1）
- (2) 提出場所 桜川市教育委員会教育指導課
〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚911
- (3) 提出期限 令和7年(2025年)12月22日(月) 正午まで
- (4) 提出方法 桜川市教育委員会教育指導課メールアドレス
kyouikusidou_s@city.sakuragawa.lg.jp にデータ添付(PDFデータ)
- (5) 提出確認 メール送信後、提出意思確認書（様式1）が確実に届いているかの確認の電話を必ずすること
桜川市教育委員会教育指導課 Tel 0296-55-1111(内線3224)

9 質疑及び回答

- (1) 本プロポーザルの仕様書に関する質疑または技術提案書に関して質疑がある場合には、質疑応答書（様式2）を提出する。質疑応答書に書かれていること以外の質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年(2025年)12月22日（月）正午まで
- (3) 提出方法 桜川市教育委員会教育指導課メールアドレス
kyoukusidou_s@city.sakuragawa.lg.jp にデータ添付(PDFデータ)
- (4) 回答日時 令和7年(2025年)12月26日（金）
- (5) 回答方法 質問者を伏せ、メール添付にて回答する。

10 プロポーザル関係書類の提出

(1) 提出書類

①技術提案書（様式は任意）合計10部

ア 正本1部（社名等の記載のあるもの）

イ 副本9部（社名、代表者名、ロゴマーク等のプロポーザル参加者を連想させるものを記載していないもの）

- ・技術提案書の用紙はA4版用紙を使用し、左綴じとすること。A3版用紙を使用する場合にはA4版サイズに折り込むこと。
- ・技術提案書は、「桜川市外国語指導助手派遣事業仕様書」に基づき作成し、以下の項目については、数値等を用いた具体的な提案を記載する。

※「桜川市外国語指導助手派遣事業仕様書」の4 ALTの資格等、5 ALTの人数、6 業務内容

- ・技術提案書は、次の事項を記載すること。

会社概要

英語教育に対する基本理念

受託実績

ALTの安定した配置と適正な人材採用のための仕組み

その他、特記すべき内容

②見積書（様式は任意）1部

必要な項目ごとに区別し、積算の根拠となるもの（単価等）が明確であること。

- (2) 提出場所 桜川市教育委員会教育指導課
〒300-4495 茨城県桜川市真壁町飯塚911
- (3) 提出期限 令和8年(2026年)1月9日（金）正午まで
- (4) 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、提出期限までに必着）

11 辞退届

提出意思確認書を提出したが、質疑の回答結果等を受けて辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

- (1) 提出書類 辞退届（様式3）1部
- (2) 提出期限 令和8年(2026年)1月9日（金）正午まで
- (3) 提出方法 桜川市教育委員会教育指導課メールアドレス
kyoukusidou_s@city.sakuragawa.lg.jp にデータ添付(PDFデータ)

1.2 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

桜川市及び学校関係者等で構成する「プロポーザル審査委員会」を設置し、審査する。審査は「別添 審査項目」に基づき、提案内容について総合的に審査した上で、合計点が最も高い事業者を契約優先交渉権者として選定する。

(2) プrezentation

①審査日時及び場所等については別途決定し、メールにて通知する。

②非公開とする。

③1社につき、30分以内とする

※ 準備	・・・ 5分以内	計 30分以内	計 40分以内
プレゼンテーション	・・・ 20分以内		
質疑応答	・・・ 10分以内		
※ 片付け	・・・ 5分以内		

④人数は2名以内とする。

⑤提出された資料をもとに行う。追加提案の説明及び追加資料の配付は認めない。なお、パソコンの使用は認める。プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル（HDMI）は市で準備する。

⑥公正公平を期すため、参加者が特定できるような発言等をしないこと。

(3) 審査結果の通知

令和8年1月下旬に、郵送により通知する。

1.3 参加報酬

無償とする。また、技術提案書等に要する経費は参加者の負担とする。

1.4 提出書類等の取扱い

- (1) 提出された書類については返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複写することがある。
- (3) 提出された提案内容については、秘密を厳守する。
- (4) 審査結果については、公表しない。
- (5) 審査結果の異議申立て及び質問は認めない。

1.5 問い合わせ先

桜川市教育委員会教育指導課

メールアドレス : kyoukusidou_s@city.sakuragawa.lg.jp

電話番号 : 0296-55-1111 (代表)

FAX : 0296-20-7522